

令和7年度 地域を支える定住促進補助事業【随時募集】

過疎化・高齢化が進む大字地域への夫婦世帯の定住促進に向けた取り組み(家賃補助、リフォーム補助、DIYリフォーム補助、住宅建築購入補助)を行います。

○ **事業内容** 本市では、大字地域への定住を促進するため、下記の補助事業を実施します。

1. 民間賃貸住宅の家賃補助(月家賃の1/2以内、限度額2万円/月)
2. 民間賃貸住宅のリフォーム補助(工事費の1/2以内、補助限度額50万円~100万円)
3. 民間賃貸住宅のDIYリフォーム補助(原材料費の2/3以内、限度額20万円)
4. 住宅建築購入補助(建築購入費の1/10以内、補助限度額100万円~200万円)

○ **募集期間** 令和7年5月26日(月)から ※予算に達し次第終了

○ **補助対象者**

【転入者(転入の日から3年を経過していないもの)の場合】

1. 西之表市外から新たに指定地域内(主に大字地域)に定住しようとする満65歳以下の夫婦世帯(ひとり親家庭、婚姻予定者含む。)もしくは単身世帯(DIYリフォーム補助のみ)
2. 国・県または、市が実施する他の同様の補助金や助成金の交付を受けていない者
3. 指定地域に原則として5年以上継続して定住する意思のある者
4. 居住地の自治会に加入する者

【転居者の場合】

1. 指定地域外(主に市街地)から新たに指定地域内(主に大字地域)に定住しようとする満50歳以下の夫婦世帯(ひとり親家庭、婚姻予定者含む。)もしくは単身世帯(DIYリフォーム補助のみ)
2. 指定地域内(主に大字地域)に居住する満50歳以下の夫婦世帯(ひとり親家庭、婚姻予定者含む。)もしくは単身世帯(DIYリフォーム補助のみ)で新たに住居を構え引き続き、指定地域に定住しようとする者。(建替えは対象外)
3. 国・県または、市が実施する他の同様の補助金や助成金の交付を受けていない者。
4. 指定地域に原則として5年以上継続して定住する意思のある者。
5. 居住地の自治会に加入している(する)者。

○ **指定地域とは**

榕城校区の一部(小牧野・竹鶴・今年川・桃園・岳之田・平田・牧之峯・本立)、下西校区の一部(下石寺・鞍勇)、上西校区、国上校区、伊関校区、安納校区、現和校区、古田校区、住吉校区、安城校区、立山校区、中割校区の区域をいいます。

○ **補助の主な要件**

1. 市税等を世帯員全員が滞納していないこと。
2. 新築または購入した、消費税を除く住宅建物価格が500万円以上であること。(建替えは対象外。)
3. リフォームの場合、消費税を除く工事代金が30万円以上であること。住宅所有者は対象外で所有者の同意が必要。市内業者2者以上の見積りが必要。
4. DIYリフォームの場合、消費税を除く原材料費が10万円以上であること。住宅所有者は対象外で所有者の同意が必要。市内業者2者以上の見積りが必要。
5. 家賃補助の場合、独立生計を営み、家賃を支払う能力があること。

裏面もご覧ください。

具体的な支援とは・・・

家賃補助		DIYリフォーム補助		
1. 民間賃貸住宅（管理費、共益費、駐車場代は含まない）の月家賃の1/2とし、限度額は2万円とする。 2. 申請月から最長36か月が算定期間となる。（日割りとなった月は含まない。） 3. 勤務先から住宅手当を受けているときは、家賃月額から当該額を差し引いた額の1/2となる。 4. 日割り算定分の家賃は対象とならない。 5. 子ども加算額はなし		DIYリフォームに要した原材料費（10万円以上消費税は除く）の2/3以内を補助する。ただし、限度額を超える場合は限度額となる。ただし、浄化槽、倉庫、駐車場、フェンス等に係る経費は対象とならない。子ども加算額はなし。		
住宅リフォーム補助		住宅建築購入補助		
リフォームに要した工事費（30万円以上消費税は除く）の50%以内を補助する。ただし、限度額を超える場合は限度額となる。なお、地域によって補助限度が異なる。 		建築費経費額または購入契約額（土地購入費含む。消費税は除く。）の10%以内を補助する。ただし、限度額を超える場合は限度額となる。なお、地域によって補助限度額が異なる。 		
指定地域	補助限度額		子ども加算額	交付方法
	リフォーム	住宅建築		
小牧野、竹鶴、今年川、桃園、岳之田、平田、牧之峯、本立、下石寺、鞍勇	50万円	100万円	子ども加算 最高限度額 15万円 「中学生以下の子ども一人につき5万円が加算される」	単年度一括払い 
上西、国上、伊関、安納、現和、古田、住吉校区	75万円	150万円		
安城、立山、中割校区	100万円	200万円		

＊この事業は、予算の範囲内での補助となりますので、あらかじめご了承ください。

＊事業開始（契約、工事着工等）は、補助金の交付決定日以降となりますので、ご注意ください。

＊年度内に事業を完了させ、実績報告書を提出する必要があります。申請前にお問い合わせください。

◆問い合わせ先

〒891-3193

鹿児島県西之表市西之表7612番地

西之表市役所 地域支援課 協働推進係

TEL 0997-22-1111（内線214）

FAX 0997-22-0295（総務課経由）



定住促進事業 HP